

令和4年度岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会  
苦情調査審議部会の概要

1 開催日時

令和4年7月22日（金）午後4時20分から午後4時30分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 26号室

3 出席者

(1) 委員（3名出席）

雷 哲也 部会長、阿部 瑛子 委員、松林 由里子 委員

(2) 県側出席者

（出納局総務課）長岩主任主査、川崎主任主査

4 開会

（事務局）

ただいまから、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会苦情調査審議部会を開催します。

これより議事に入りますが、委員会条例第4条第2項の規定を準用し、部会長が会議の議長を務めることとなりますが、委員改選後、初めての部会ですので、部会長が選任されるまでの間、出納局総務課の長岩が暫時進行させていただきます。

なお、本日、お手元に配付いたしております資料No.3は、非開示とする資料ですので、各委員におかれましては、御了解をお願いします。

5 議事

(1) 部会長の互選について

（事務局）

それでは、議事(1)の「部会長の互選について」お諮りいたします。

各委員のお手元に「例規集」がございます。

例規集の見出し27番に当委員会条例を掲載しておりますので、適宜、御覧願います。

条例第6条第4項の規定により、条例第4条第1項の規定を準用し、部会長は委員の互選によることとされておりますが、先程の委員会と同様、御推薦を頂戴したいと存じます。

どなたか御推薦はございますか。

【松林委員】

雷委員にお願いしたいと思います。

（事務局）

ただいま、松林委員から雷委員との御発言がございましたが、ほかにございますか。

（発言なし）

ほかに御推薦がないようですので、雷委員を部会長と決定してよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、部会長は雷委員をお願いします。

それでは、条例第4条第2項の規定を準用し、部会長が会議の議長となりますので、雷部会長には議長席にお移り願います。

(2) 職務代理者の指名について

【雷部会長】

それでは苦情調査審議部会ということで、ないことを祈っておりますけど、もしそういう事案が発生したら、適切に判断できるように尽力していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に議事(2)の「職務代理者の指名について」ですが、条例第4条第3項の規定を準用し、部会長が指名することとされております。

職務代理者には、松林委員を指名します。

松林委員よろしくお願いいたします。

以上をもちまして議事を終了します。

事務局にお返しします。

6 苦情調査審議部会について

事務局から資料 No. 2、3により説明を行った。

7 閉 会

(事務局)

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会苦情調査審議部会を終了します。  
ありがとうございました。